

二一世紀犯罪学の展望（一）

二一世紀における犯罪統制と警察活動

ピーター・N・グラボスキー 著

竹村 典良 訳

要 約

本稿は、犯罪に対する社会の応答が二〇二〇年にはどのようにあるかを探求するものである。予想される犯罪状況と公共サービスの提供に影響を及ぼすであろう傾向について手短かに論じた後、将来の犯罪統制制度が取るであろう形態のいくつかを指摘する。オーストラリアの警察サービスの変容に加え、民間および非営利の犯罪統制機関がどのように公共機関と協働するかについて論じる。最後に、個人の安全と自由の取引・交換、および、これらのシフトの時間的変遷に関して論じる。個人の自由を犠牲にする個人の安全への多大な社会的投资が予測される。

一 はじめに

過去を忘れる者はそれを繰り返すように運命づけられているといわれてきた。また、未来を無視する者はその時になり突然の衝撃におそわれる運命にあるということができるであろう。本日の私の役割は西暦二〇一〇年における犯罪統制がどのようになるかを予想することである。

なるほど、未来を予言するより良い方法の一つは、現在に目を向けそこから推定することであるが、必ずしもうまくいくわけではない。約十年前に、私は、将来くずかご行きのファックス (junk faxes) が問題となるであろうと予想した。それは実際に事実となつたが、すでにくずかご行きの電子メール (junk email) がもつと大きな脅威となつて私に襲いかかり始めている。このように、今日の世界では、事物は急速に生じ展開する。言うまでもなく、自然災害、戦争、経済危機は必ずしも予知できるわけではないが、これらのいずれもが公共の安全に強い影響を及ぼす可能性がある。地球の裏側に対してさえも。三年前に、私は一九九九年のインドネシアは繁栄し安定し友好的になるであろうと予言したのであるが。

私が描き出そうとしている風景が参加者の多くの人たちを満足させないのでないかと懸念している。そして、私はけつして私が予知する結果のいづれをも擁護しあるいは誉めたたえているのでないことを明らかにしたい。どうぞ使いの者を撃ち殺さないでいただきたい。しかしながら、私たちは何に直面しているかを知らなければならぬのであり、それによつて最善を尽くすことができる。犯罪に対する応答について見る前に、まず犯罪を生み出す諸要因のいくつかを見てみよう。

二 未来の犯罪状況に影響を及ぼす諸要因

経済改革、およびそれに伴うことが予想される官民双方における機構改革は、社会における勝者と敗者を生み出しこ続けるであろう。敗者の多数、とりわけ若年男性で専門的技能がなく学歴のない者たちは、彼らのフラストレーショングを、多様な自己破壊的行動の一つ乃至複数と掛ることで内に向け、あるいは対人的暴力の形で外に向けることが予想される。勝者の中にも、いつそ大きな利益を求めて、不法手段を用いる誘惑に駆られる者も現れるであろう。

他にも多くの潜在的で犯罪温床的な要因が存在するが、それらは既に顕在化し、新たな世紀にも存続しそうである。とりわけ、家庭崩壊、経済的圧力、他の文化的諸力は、幸運にも両親がフルタイムの雇用を見つけることができた時、犯罪に関わることを助長するであろう。テクノロジーの発展も犯罪者に新たな機会を与え、潜在的犯罪者にリスクをもたらす（Grabosky and Smith 1998, Smith 1998）。

これらの要因が犯罪に寄与する因果過程について詳細に説明しようとは思わないが、それらが加害と同様に被害化の危険性に影響を及ぼし得ることを指摘したい。三つの例が挙げられる。

- ・ 日中、一人だけの住居
- ・ 少年のための適切な男性役割モデルの欠如
- ・ 児童の活動に対する親の監督の減少

違法な薬物がそれらを摂取する人々を大いに満足させ、それらを生産し販売する人々に大きな利益をもたらすであろうことが懸念される。これらはゼロ・トレラランス（zero tolerance）の支持者や危害の極小化の唱道者に刺激を与え続けるであろう。

急激な変化を遂げる世界における生活とともにストレスは、おそらく精神の病の一因となり続けるであろう。百年前の世紀転換期に生じた劇的な社会変化に目をやるならば、これはけつしてはじめての現象ではない。精神の病を

思う者すべてが犯罪者であるのではないことを付け加えなければならない。しかしながら、そのような人々は被害者あるいは加害者となるより大きなリスクがある。とりわけ、彼らが薬物濫用の問題を抱えている場合には顕著である。

三 犯罪統制の複雑性の増加

犯罪の複雑性を理解し認識する者は、国家が多くの職務から完全に撤退し、犯罪統制に寄与する諸々の活動への投資規模を縮小していることを認識するであろう。問題をより大きな視点から捉えるならば、これは得策であるかもしれない。ますます競争が激化するグローバル経済における生活水準を維持するためには、何らかの再調整と犠牲が必要であろう。

この撤退が意味することは、犯罪統制の任務は、最早公共セクターのエージェンシーの独占ではなく、次第に個々の市民、企業、非政府機関によって共有されるようになるであろうということである。この長所は、これによつておそらく皆が犯罪統制に関して創造的に考へるようになるであろうということであり、短所は、このような考へによる利益がオーストラリア社会に平等に配分されないであろうことである。

今後、十年あるいは二十年間にオーストラリアで予想される犯罪統制の特徴の変化を明らかにすることから始めたい。

まず、警察活動から始めよう。公衆は警察を犯罪からの防衛の第一線と捉え、警察の可視的な存在に安心を覚えている。彼らは将来もそうし続けるであろう。同時に、グローバルな市場は、とりわけ財政支出において、各区政府に多大な影響を及ぼし続けるであろう。警察は、現在、より少ない投資でより多くの効果をあげよう求められている。

これを複雑にするのは、これまで伝統的に警察は、交通、救助に關係する義務、他の多様な福祉的業務のように犯罪統制と間接的にのみ関係する多くの役割を果たすことが期待されてきたという事実である。限られた資源をもつて増大する要求に応じるという挑戦によつて、警察がこれまでにない程度の機知、適応性、企業性を備えることが必要となるであろう。

現在、どのような傾向が、警察とその環境に影響を与え、それはどのような方向に向かうのであろうか。

1、組織生活の変化

a、雇用の安定性と継続性

過去において、一人の雇用者の下で生涯働くことが一般的であった。これは、とりわけ、警察の場合にはあてはまる。十六歳前後に幹部候補生として採用され、病気や事故を回避しながら、定年退職まで約四十年間仕える。そのような雇用の安定性は、最も顕著なものとして、組織への忠誠と献身の考え、長期にわたる組織的記憶の発展と保持のような長所を有するが、短所が無いわけではない。

その中で最も顕著であるのは、変化する環境に適合することを妨げるある程度の硬直性と柔軟性の欠如である。矯正の専門家は、この点はとりわけ刑務所業務に特徴的で、直接あるいは間接的に多くの矯正機能の民営化を導いたことを知るであろう。オーストラリアの警察活動の領域において、これは多数の法的調査と外部からの監視と統制のメカニズムの確立を導いた。

いずれにせよ、今日では、警察あるいは他のいかなる場所においても、生涯同一の雇用主の下に留まる人はほとんどないであろう。実績を強調する契約雇用が、組織に帰属するスタッフとしての組織的な忠誠にとつてかわった。

b、民営化

プロの警察官を訓練するには多大な費用を要する。少し前に、宣誓をした警察官が行う業務の一部を遂行するため民間人をより安い費用で雇うことができる事が認識された。これにより、特定化されていた警察の専門的技能が最も必要とされる場においてより自由に展開されることが促される。このような傾向が続く可能性は極めて高く、これによって興味深い疑問が提出される。何が正確に委譲、委任、民営化に不適当な中心的警察業務を構成するのか。時と共に定義が変化すると考えられる。つい先頃まで、オーストラリアでは、拘禁は中心的な公の業務であり、典型的な国家責任であると考えられていた。今日では、少なくともオーストラリアの一つの法領域では、他のいかなる国家よりも高率の受刑者が民間施設に収容されている (Harding 1998)。

警察の特徴は、合法的な暴力の使用を独占していることにあると言わってきた。警察、そして究極的には裁判所は、市民から自由を剥奪する権限と力を持つている。これらの配置に対しても想像され得るいかなる代替物が存在するであろうか。

c、女性化

現在、オーストラリアの警察官の約一五%を女性が占めている。しかしながら、高い地位にある女性の割合はかなり低い。オーストラリアの警察機構が現在経験しつつある管理革命によって、女性が警察の職務に就く機会を制限してきた文化的な障壁が徐々に取り払われ始めた。諸組織は最善の才能ある人材を求めて競い合っているがために、労働力の半数を占める女性に見出される極めて重要な技能はオーストラリアの警察業務に利用されるようになることが期待される。二〇二〇年までには、女性がオーストラリアの警察官の三分の一以上を構成し、少なくとも一つの警察業務は女性が首席を務めるであろうと予想される。

d、犯罪統制機関の多様化

西洋世界の生活は次第に複雑になってきた。一世代前には存在しなかつた職業が、現在では専門分野と下位専門分野を持つてゐる。今日のオーストラリアの中心都市のイエロー・ページを一九七九年に配布された版と比べてみていただきたい。三つの新しいかなりのボリュームのセクションが見つかるでしよう。エスコート・エージェンシー、コンピュータ、セキュリティー・サービス、そして必ずしもこの分類に属さないもの。

警察はもはや警察業務を独占してはいない。これは皆さんの中のいく人かに撞着語法的であると感じさせるかもしれない。しかしながら、それとはまったく逆に、現在では、警察活動は多様な非警察機関と共に行われるようになつてきている。民間警備会社の被雇用者は、広い定義において、今日では、連邦、州、準州のそれを二対一の割合で数を上回つてゐる。ハードウェアから標的強化助言(target hardening advice)、監視、現在または将来の被害者のためのプログラムまで、多様なグッズやサービスに関わる犯罪予防事業家が増加しつつある。法会計学(forensic accounting) やインフオメーション・セキュリティーのような難解な領域においては、警察の働きは極めて限られてゐる。

警察は合法的権力を独占的に行使し続けるかもしれないが、警察業務に関しては独占的ではなくなるであらう。「市場共有」による独占の喪失を嘆き悲しむ者もいれば、警察にとって任務の遂行に外部資源を利用する絶好の機会であると考へる者も入る(Grabosky, 1996)。

十年以上前に発表された極めて洞察的な論文において、社会学者のゲリー・マルクス(Gary Marx)は五つの捜査(investigation)傾向を指摘している(1987)。すなわち、

- 官民共同捜査

- ・民間警察を雇用あるいは民間警察に権限を付与する公共機関

- ・公共警察を雇用する民間の関心

- ・公共セクターと民間セクターの間の人事循環

皆さんの大部分が現代のオーストラリアにおけるこれらの諸傾向のそれぞれについて例を上げることができるであろうと思われる。

警察と以下に掲げる多様な外部機関との相互作用の程度が将来に向かって重要な問題となるであろう。すなわち、大企業のセキュリティ部門、インターネット・サービス・プロバイダー、法会計学や暗号法のような分野における民間セクターの専門家、有用な情報を提供する、あるいは犯罪の一因となる環境を改善する立場にある他の個人あるいは組織である。ここでは、地域協議会、公共・民間輸送機関、公共住宅供給機関に言及する。時々に有用なアイディアと視点を提供する研究機関を加えることもできるかもしれない。

これらの多様な機関が独立に、相互に全く隔絶して活動するシナリオを心に描くことができるであろう。万里の長城のメタファーを用いるならば、まったくコミュニケーションがなく、協力や調整もほとんどない。いま一つのシナリオは、公共の安全に対する不斷の要求と公共警察の限られた能力を考慮するならばより可能性のある、マルクス(ゲリーであつて、カールではない)によつて予見されたように、警察がこれらの機関と親密に活動する様子を描くであろう。この公共機関と民間機関の接合は、しばしば市場占有率や競争という言葉と矛盾する。いやそれどころか、より適切なメタファーは共生や協力である。警察は次第にプロジェクト・マネージャーや契約応諾監査役の専門技能を發揮するよう求められるようになるであろうことから、共同作用の観点から語ることもできるかもしれない。

私が話していることにつれていくつかの例を挙げさせていただきたい。これらは今日生じており、将来の萌芽となる可能性の高いものである。

・カナダ王立騎馬警察隊 (Royal Canadian Mounted Police) ×化財部隊には一人の民間の美術史家がいる (Ericson and Haggerty 1997, 203)。

・ソーラストラリアでは、大きなイベントは公共警察と民間のセキュリティ・サービスと共同で警備が行われる。最も最近のサマーナッシュ（キャンベラで開催される熱狂的なライブ・ファンの年次集会で、昨年の参加者は八万人を超えた）は、三百人の民間セキュリティ部隊と百人のオーストラリア連邦警察の警察官によって警備が行われた。オーストラリア警察の一部局は、主要な公共輸送機関に対し、契約に基づくセキュリティ・サービスの提供を申し出た。

・南アフリカでは、民間警備会社協会が南アフリカ警察 (South African Police Service) に補助的な輸送ならびに設備を提供している。協会は、捜査と逮捕の経験と技能を有し、警察が到着する前に犯行現場を保存することなどがどうもる前職警察官と独自の等級で提携している。ダーバン市警察、国家警察 (SAPS)、主要な民間警備会社の間は、ローパーチャで緊密に繋がれている。このプロジェクトは応答時間、検挙率、犯罪地図作成を向上させた (http://www.saps.co.za/_6_commpol/_6_lpp6.htm#project7)。

・オランダでは、民間人が選別された隣人および輸送システムの「監視員」として雇用され、警察官が提供するならば法外に高価となるであろうある程度の監視が行われている。彼らの存在は犯罪活動を思い止まらせるであろう。彼らが阻止できないものについては、即座に警察に通報することができる。

・アメリカ合衆国では、大規模小売チェーン店は、地域警察が地区警察本署として使用するように店舗内に設備を設

けている。警察官が巡回区域の報告書を発信する」とができる設備を備えているものもある。店舗の正面の近くに「警察官駐在所」の看板を掲出するテーブルを置いているものもある (Law Enforcement News, 15/9/95)。

・アメリカ合衆国他の場所では、個人と集団が、時に自發的に時に警察に促されて、民事訴訟や他の活動に従事し、犯罪行為を惹起する問題のある建物や他の物理的・社会的に荒廃した地域環境を取り組んでいる (Mazerolle and Roehl 1998)。「サーム・パーティの警察取締」という言葉は、そのような新たな状況に言及するために用いられてきた (Buerger and Mazerolle 1998)。

・フィラデルフィア市では、中央ビジネス地域は、公共警察と「地域サービス員」と呼ばれる民間のセキュリティ専門家の統合チームによつて警備されている (Greene, Seamon and Levy 1995)。自身の活動を調整し、フィラデルフィア警察と施設を共有する後者は、「親善大使」(goodwill ambassadors) の役を務め、社会の監視に携わる。

・北クイーンズランドでは、オーストラリア原住民コノコニティ・ジャスティス・グループ (Aboriginal Community Justice Group) がインフォーマルな社会統制制度の創造・強化に努め、フォーマルな司法システムと協議を行つている。さらに、少年・警察プログラムには、警察巡査のタクシーパトロールを手伝うために名誉地方警察として八～十四歳の地域社会の少年を募集する」とが含まれている (Chantrill 1997)。

2. 個人のイニシアティブ

多くの活動領域からの国家の撤退は世界中の国々に見られる現象である。各国政府は各種サービスを徐々に終わらせていくであろう。継続して提供し続けられるサービスも、可能な限り利益者負担の原則にしたがつて提供されるであろう。この撤退の背後にある理論は二つの柱の上にある。すなわち、独立独行を奨励し、企業活動を鼓舞し、公的

支出を減じることである。これらはいずれも賞賛に値する価値である。

警察の犯罪統制力が無限ではないことを認識して、多数の活動分野において、自ら役割を創造して順応することが選ばれてきた。保険金詐欺や動物虐待の捜査と訴追はほんの二つの例である。オーストラリアにおける保険金詐欺の大部分は、ほとんどが以前に法執行の経験を有する保険会社の従業員によつて捜査がなされる。彼らはほとんど完全な訴訟事件摘要書を訴追に向けて警察に提出する。動物虐待防止王立協会（Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals）は、国家に代わつて、動物虐待の申立事件を捜査し訴追する。

確かに、個人の自助は度を超えることがあり得る。世界中どこでも自警活動の歴史は血生臭いものである。しかしながら、調整の努力によつてどれほど効率的で有効な結果が得られるかを想像することができるであろう。一九九〇年代における成長産業の一つはセキュリティー・サービスであった。そして、かつては犯罪学の知的僻地と考えられていた犯罪予防は、世界中の政府によつて熱狂的に取り込まれてきた。オーストラリア国立犯罪学研究所の初代所長ウイリアム・クリフ・オーラ（William Clifford）は、この分野における真の開拓者、すなわち、犯罪予防が民間に普及する遙か以前にその擁護者であつたことを指摘しなければならない。

顧客や取引先に犯罪統制の措置を講じることを求め、勧め、あるいは、安全性の評価に基づいて取引を行う企業もある。保険会社は財産の保険の要件として次第に対象物がある程度頑強であることを求めるようになつてゐる。住宅保険は住居開発の魅力的な特徴として宣伝される。

3、伝統的な反応

将来の犯罪統制形態を特徴づけるであろう多様性と革新性と並び、犯罪に対する反応の中には容易に変化しないも

のもある。処罰欲求は全員とはいわずとも私たちの多くに深くしみ込んでいる。他と比べより寛容な文化も存在するが、オーストラリアでは復讐心は根強く残っている。それは何世代にもわたって存続してきたのであり、今後二〇年間に著しく薄れることはありそうにない。

他の条件はすべて同じであるとする、安全で豊かで平等で均質的な社会は、貧しく分裂した不安定な社会と比べ懲罰的でなくなると考えられる(Grabosky 1984)。世界的に見ると、オーストラリアはこの連続体の好ましい方に位置するが、処罰感情がまれな段階までは至っていない。まつたく逆に、「法と秩序」の主題が政策論議を支配し続けると予想することができるであろう。公共警察の業務の多くは、恵まれない境遇にいる人々による象徴的で道具主義的な異議申立てから恵まれた人々を守るという伝統的な任務に向けられる。とりわけ、公共の場所において、単純な無秩序もより重大な略奪行為とともに抑圧的な反応を受ける可能性がある。

複雑な問題に対する単純な解決策を好む者は、単純な解決策（最も顕著なのは拘禁刑への依存の高まりである）が進められ続けるであろうことを知り、満足するであろう。単純な擁護者は、これらの単純な解決策が必ずしもめざましい成功を收めないとを知り、満足しないであろう。彼らが成し遂げようとする成功は、かなりの財政的・人的費用を問題にするであろう。

将来有望なものとして修復的司法運動の台頭が挙げられるが、その十分な展開は今後見られるであろう。オーストラリアキヤピタルテリトリリー、オーストラリアと世界中の他の地域において現在実施されている再統合恥(reintegrative shaming)の実験によって積極的な結果が得られるならば、他の条件が同一ならば、公衆の態度が刑罰から著しく移行することができるであろう。

一方、死刑は間欠的に問題として現れるであろうが、オーストラリアでは対立を生じる問題であるがために、ボー

トアーサーの大虐殺 (Port Arthur Massacre) のように悲劇的な一連の事件が生じない限り、政治日程には載らないであろう。

四 自由の浸食

金属探知器のチェックを受けずに民間航空機に搭乗することを考えることはできないであろう。多くの人はランダム呼気テストが導入される前の生活を覚えているであろう。私たちは皆赤色光カメラと CCTV の出現を覚えているであろう。ほとんど誰もがきわめて多様な銃火器を迅速かつ合法的に入手することができた時代を指摘するまでもない。私たちの時代に、オーストラリアで個人の自由が次第に浸食されてきたことを誰が否定するであろうか（いうまでもなくセクシャリティーの問題はそれと反対である）。新たな禁止の範囲を予想するのは困難ではなく、そのいくつかはすでに現れ始めている。すなわち、

- ・アルコール禁止ゾーンの激増
 - ・少年を捜索、質問し、解散させる警察の強大な権力
 - ・ナイフ、および他の秘匿武器の携行の禁止
- 私たちの自由に対するこれらの多くの侵害は、テクノロジーの発展によつて助長されるであろう。すでに、監視と追跡のテクノロジーによつて、個人、自動車（あるいは他のあらゆる貴重な物品）の正確な位置を確定することができる。インターネット上のあらゆる動きを追跡することは潜在的に可能である。閉回路テレビジョンや他の監視様式はほとんどあらゆる所にあるようになる。薬物テストは大部分の学校や職場で日常茶飯に行われるようになるであろ

う。一般の人はないとしても、被疑者のDNA試料採取は普通に行われるようになるであろう。

一九八四年がすぐに私たちにのしかかってくる現実にたじろぐ者もあれば、指摘した装置やテクノロジーは安全感の代償としての小さな不便と考えて困惑することのない者もある。

五 研究と政策

これまで述べてきたことの研究と政策に対する含意は何であろうか。犯罪に関する公衆のディスコースは、知性よりも興奮を生み出し続けるであろう。それは科学よりもイデオロギーによって駆り立てられ続けるであろう。研究者と政策展開者としての私たちの仕事は、私たちの作業環境の変化を理解し、将来有望な政策を展開することができる時と場所を明確にすることである。研究と政策のための一つの機会があるとするならば、それは警察が他の多様な諸機関とともにあるいはそれらを通じて作業することができ、社会全体に最善の結果をもたらすことができる代替的制度配置の範囲を明確にすることである。何が「最善の結果」であるかは受益者の目によって判断されるかもしれないが、おそらくブレイスウェイトとピティット (Braithwaite and Pettit 1990) によって示された基準を拠り所とすることができるであろう。すなわち、社会は公衆全体に最大の主権と最大の総体的自由をもたらす結果に向かって努力すべきである。

当面は、警察が非政府活動家と協働することができるような新たな配置が搜し出され、あるいは意識的に計画され目録に記入され分類されなければならない。まさに、今日の植物学者やその先達が記述し分類する努力によって自然界に関する知識を高めたように、多様な制度的形状とコミュニケーション・パターン、統合、他の形態の相互作用に

ついてもまた規則正しくかつ包括的な地図が作成されなければならない。とりわけ、これらの新たな形態の組織活動は、実現可能性と失敗、公的責任、影響の平等性の観点から分析されなければならない。

六 評価について

警察、他の政府機関、民間人のいずれのイニシエティブが犯罪統制に導入されようとも、客観的で独立した評価に従わなければならぬ。

単に心地好い満悦感に浸るだけでなく、犯罪統制の問題と真剣に取り組もうとするならば、私たちが何をしているのかを厳格に分析しなければならない。まさに、誰として安全性と作用を確かめることなく新しい医薬品を導入することが考えられないように、犯罪予防のための新たな方策が有害な副作用を生じることなく所期の目的を達成できるかどうか確かめなければならない。

犯罪統制費用が政府の支出に係るならば、それによつていかなる効果が生じるのかができるだけ正確に決定するところなく資金を投入することはまったく危険であると思われる。今日、何が見返りとして得られるかを確かめる努力をせずにすんで問題解決のために資金を投入する政府はほとんどない。非政府組織による投資に関しても同様のことが言えるであろう。営利組織は少なくとも市場参入の戒律を持つている。しかしながら、非営利目的に投資される資源も同様に価値がある。

七 犯罪統制における平等性について

先に、私は将来における犯罪統制制度の利益がオーストラリア社会に平等に配分されないと指摘した。これは、法執行、教育、芸術のいずれの分野であろうとも、商品やサービスに関して常に事実として存在すると論じられるよう、諦念として捉えられてはならない。私たちオーストラリア人は「公正な遂行」で有名であり、法執行機関、民間・非営利セクターの犯罪予防プランナーが直面する重大な問題は、今日存在するように暴行や窃盗が相対的に富裕でないコミュニティーに著しく集中するのをいかに回避するかである。おそらくある程度まで、公衆保護の民営化が進展することによって、プレッシャーの一部が公共機関から取り除かれ、公共機関は私的保護の財政的余裕のない市民に投入される限られた資源に焦点を当てる。

個人やコミュニティーにクーポン券を与え、好みのソースからサービスを手に入れることを認め、公共サービスの消費者に選択権を委譲することによつて、かなりの衝撃を受ける者もいるであろう。しかしながら、ベイリーとシアリング (Bayley and Shearing 1996) のような国際的に著名な警察活動に関するオブザーバーの中には、海外のいくつかの法領域において教育クーポンが家族によつて商品に換えられるのと同様に、地域のコミュニティーによつて商品に換えることができる安全クーポンのコンセプトについて真摯に論じる者もいる。特定のコミュニティーを名宛人とする「安全基金」を用いることにより、コミュニティーは好みに応じて一つまたは複数の、公共あるいは民間の組織から警察あるいは安全サービスを手に入れることができる。

一つの根本的に重大な問題は、多様で、矛盾してさえいるかもしないコミュニティーの中で、利害関係を統合す

ねじりである。コムニティーの半数がアルコールの乱用が問題であると考え、残りの半数がアルコールは諸問題の解決に役立つていると考えるならば、民主主義は困難に陥る。しかしながら、コムニティーの安全に対するニーズに関するある程度のコンセンサスおよびマイノリティー・グループに対して保証される何らかの保護が存在するならば、「コムニティーを基盤とする解決策に向けられた潜在的 possibility があるであろう。

八 自由を増大させる代替策

以上に示された悲観的なシナリオは回避できないわけではないであろう。はるか上流にまで遡る介入に基づくより抑圧的な警察活動に代る戦略的代替策がある。もちろん、私は、発達的犯罪予防、および、子どもが刑事司法システムの成人クライエントに成長する可能性を減じるための多様な発達の方策の可能性に言及する。将来有望な介入策のいくつかを以下に掲げる。すなわち、

- ・専門訪問看護婦による若年母親候補者宅の訪問 (Olds et al. 1998)
- ・育児教育プログラム (Snyder and Paterson 1987)
- ・恵まれない環境にいる児童のための就学前拡充プログラム (Schweinhart 1987)
- ・青年のための補習教育、職業訓練、職業紹介 (Long, Maller and Thornton 1981) これららのプログラムの有効性は厳格に統制された評価研究によって強調されてきた。

犯罪予防のための発達的介入、そしてまさにこれらの戦略的重要性は、バイオレンスに関する全国委員会 (National Committee on Violence, Australia 1990) によって十年前に認められ、ニューキャッスル大学のガイハペリ (Gra-

ham Vimpani) 教授の提案による全国第一期三年計画 (National Initiative for the First Three Years, NIFTY) プログラムによつて再確認された。

オーストラリア政府は、犯罪予防のための早期介入の重要性を認識し、当該分野に関する研究・作業を奨励しておた。もちろん、そのような早期介入の利益は、犯罪予防を遙かに超えた領域にまで及んでいる。第一期三年における多大な投資は、より健康で教養があり生産的な労働力やグローバル経済における競争力を十分に備える国家という点で、膨大な利益を生み出すことができる。

九 結 論

以上は、来るべき年における犯罪と犯罪統制の現れつつある傾向として見られるもののいくつかである。焦点が当たられたのはオーストラリアである。しかしながら、テーマのうちのいくつかは他の西側の産業社会、ひいては世界にも一般化することができるであろう。富の著しい不平等配分は、ラテン・アメリカとサハラ砂漠以南のアフリカにおいては新しいことではない。それらの社会における若者と恵まれない人々は、可能な時と場所で、合法的にあるいは違法に機会を捉える。より富裕なアジアの国々では、核家族化が進んでおり、期が熟すれば、現在、オーストラリアが苦悩しているように、児童の養育と監督に悪影響が及ぶ可能性がある。グローバルな影響が国家間の広範な文化的差異を減じ、国家内部の不均質と階層化を増大している。おそらく、これは紛争と抑圧のレシピとなる。

私が予測したシナリオのいくつかが悲観的にさせ、よくないことが起こることを予感させたならば、それが正しくあるよう望む。いずれにせよ、あることが証明されるよう願いたい。元気づけられるものがあるならば、それが正しくあるよう望む。いずれにせよ、

これまで十数回は犯罪学者や犯罪統制産業による講演会などがあるが、

謝辞

本稿は Richard Harding (Richard Harding) 教授の謝意を表した。本稿で使用した指
えは著者のものであつて、必ずしも一バーネット政府のものではありません。

参考文献

- Australia, National Committee on Violence (1990), *Violence: Directions for Australia*, Australian Institute of Criminology, Canberra.
- Bayley, David H., and Shearing, Clifford D. (1996), "The Future of Policing," *Law and Society Review* 30, 3, 585-606.
- Braithwaite, John and Pettit, Philip (1990), *Not Just Deserts: A Republican Theory of Criminal Justice*, Oxford University Press, Oxford.
- Buerger, Michael and Mazerolle, Lorraine Green (1998), "Third Party Policing: A Theoretical Analysis of an Emerging Trend," *Justice Quarterly*, 15, 2, 301-327.
- Chantrill, P. (1997), "The Kowanyama Justice Group: A Study of the Achievements and Constraints on Local Justice Administration in a Remote Aboriginal Community," Seminar paper presented at the Australian Institute of Criminology, 11 September. <http://www.aic.gov.au/conferences/occasional_papers/1997/Kowanyama.pdf>

sional/chantrill.html#abstract>

- Ericson, Richard V., and Haggerty, Kelvin D. (1997), *Policing the Risk Society*, University of Toronto Press, Toronto.
- Grabosky, Peter (1984), "The Variability of Punishment," in D. Black (ed.), *Toward a General Theory of Social Control*, Academic Press, Orlando, FL.
- Grabosky, P. N. (1996), *The Future of Crime Control, Trends and Issues in Crime and Criminal Justice*, No.63, Australian Institute of Criminology, Canberra.
- Grabosky, P. N., and Russell G. Smith (1998), *Crime in the Digital Age: Controlling Telecommunications and Cyberspace Illegalities*, Federation Press, Sydney.
- Green, Jack, R. Seamon, Thomas M. and Levy, Paul R. (1995), "Merging Public and Private Security for Collective Benefit: Philadelphia's Center City District," *American Journal of Police*, 14, 2, 3-20.
- Harding, Richard (1998), *Private Prisons in Australia: the Second Phase, Trends and Issues in Crime and Criminal Justice*, No.84, Australian Institute of Criminology, Canberra.
- Long, David, Maller, Charles, and Thornton, Craig (1981), "Evaluating the Benefits and Costs of the Corps," *Journal of Policy Analysis and Management*, 1, 55-76.
- Marx, Gary (1987), "The Interweaving of Private and Public Police in Undercover Work," in Shearing and Stenning(eds.), *Private Policing*, Sage Publications, Newbury Park, CA.
- Mazerolle, Lorraine Green and Roehl, Jan (eds.) (1998), *Civil Remedies and Crime Prevention, Crime Prevention Studies*, Vol.9, Criminal Justice Press, Monsead, New York.

- Olds, D., Henderson, C. R. Jr. Cole, R., Eckenrode, J., Kitzman, H., Luckey, D., Pettitt, L., Sidora, K., Morris, P. and Powers, J., "Long-term Effects of Nurse Home Visitation on Children's Criminal and Antisocial Behavior: 15-year Follow-up of a Randomized Controlled Trial," *Journal of the American Medical Association*, Vol.280 No.14, 1998, pp.1238-44.
- Schweinhart, L. J. (1987), "Can preschool programs help prevent delinquency?" in J. Q. Wilson and G. Loury (eds.), *From Children to Citizens*, Vol.3, Spring Verlag, New York.
- Snyder, J., and Patterson, G. R. (1987), "Family Interaction and Delinquent Behaviour," in H. Quay (ed.), *Handbook of Juvenile Delinquency*, John Wiley, New York.
- Smith, Russell G. (1998), *Criminal Exploitation of New Technologies, Trends and Issues in Crime and Justice*, No.93, Australian Institute of Criminology, Canberra.

著者あいさつ

二〇〇〇年四月一〇日から一七日までヤーハド開催された第10回国連犯罪防止会議のトーマ「犯罪と司法～二十一世紀の挑戦～」と題された会議で、二十一世紀を直前に向けて、犯罪学と関係する数々の国際会議・学会、各国内会議・学会など、「二十一世紀の犯罪学」「二十一世紀の刑事司法」「未来的の犯罪学」等がテーマとして掲げられた。近年、国際学会等に何度も参加する機会があり、グローバルなレベルにおける犯罪学の新たな動向を

田の通りに、「二十一世紀の犯罪学」がどのような方向に発展していくのか、二十一世紀の犯罪学はどのようにイメージされるか等に関心をいだくようになり、その研究にとって重要な文献を翻訳紹介すべく、シリーズとして「二十一世紀犯罪学の展望」を始める」ととした。すでに、何人かの世界的に著名な研究者、そして、今後活躍が期待される研究者から翻訳の許可をいただいており、今号から引き続いで訳出する予定である。

本稿は、一九九九年九月二七日から二八日にオーストラリアのペースで開催された第十四回オーストラリア・ニュージーランド犯罪学会年次会議のプレナリ―・セッションにおけるプレゼンテーション・ペーパーに加筆・修正した原稿 (Crime Control and Policing in the 21st Century) を翻訳したものである。著者のグラボスキー (Peter N. Grabosky) 博士は、多方面にわたる研究を行っているが、とりわけコンピュータ犯罪の専門家として世界的に著名な研究者である。現在、オーストラリア犯罪学研究所のリサーチ・ディレクターの職にあり、オーストラリア・ニュージーランド犯罪学会会長および国際犯罪学会副会長等を務めている。一九九八年に大韓民国のソウルで開催された第一回国際犯罪学会議でインターネット犯罪に関するプレゼンテーションを行った時のチエアペースンであったところから面識を得、その後、アメリカ犯罪学会年次大会等で再会し親交を深め、やがてに犯罪情報の統制様式に関するプレゼンテーションをするためにオーストラリア・ニュージーランド犯罪学会大会に参加した際に、再々会する」とができ旧交をあたためる」とができた。当該会議における博士のプレゼンテーション「二十一世紀における犯罪統制と警察活動」の内容がたいそう興味深く、翻訳したい旨を申し出たところご快諾いただきましたに訳出する次第である。この場を借りて、翻訳を快くお許可いただいたグラボスキー博士に謝意を表したい。

(たけむら のりよし・本学法学部助教授)